

浄化槽の適正な維持管理を行いましょ

浄化槽は適正に維持管理されていないと、放流水質が悪化して、身近な生活環境に悪影響を及ぼします。

そのため浄化槽法によって浄化槽の設置者は、次のことが義務付けられています。

■保守点検の実施

浄化槽が正常に働くように装置の調整・修理・消毒剤の補充等を行う作業で、処理方式や規模によって点検回数が定められています。保守点検は県の登録業者が行います。

■清掃の実施

汚泥の引き抜きや機器類の洗浄を行う作業です。清掃は市の許可業者が行います。

■法定検査の実施

保守点検や清掃が適正に行われ、浄化槽の機能が正しく発揮されているかどうかを確認する検査です。法定検査は県の指定を受けた(株)愛媛県浄化槽協会(TEL089-1925-18168)が行います。

検査前に同協会から法定検査実施の案内(はがき)が届きますので、必ず検査を受けてください。

※法定検査は浄化槽の使用開始後3カ月経過した日から5カ月の間に検査を行い、その後、毎年1回の検査が必要で

■問合せ

市庁舎別館環境衛生課
衛生係
TEL0897-52-1461

ごみ収集・し尿くみ取り 秋祭り期間中お休みします

■ごみ収集の休み

秋祭り期間中は、収集車の走行が困難となりますので、次の日程・区域でごみ収集を休みます。

○西条地域 10月15日(土)

○小松地域 10月17日(月)

※祭り明けは大量にごみが出るため、収集時間が大幅に変わることがあります。ルールを守り、必ず朝8時までに出示してください。

ごみステーションを管理している方へ

収集休みを周知するごみステーション用のチラシを、担当窓口と各公民館に用意していますのでご利用ください。

■し尿くみ取りの休み

秋祭り期間中は、別表の日

程で各業者が休業を予定しています。この時期は、くみ取りの依頼が集中しやすいので、早めに業者へお申し込みください。

■問合せ

○市庁舎別館環境衛生課
廃棄物対策係
TEL0897-52-1338

○各総合支所市民福祉課

生活環境係(東予)

市民福祉係(丹原・小松)

■し尿くみ取り業者の休業予定期間

※日曜日は定休日

担当地域	業者名	TEL	休業期間
西条	西条環境整備(株)	TEL0897-55-3244	10月15日(土)~16日(日)
	(有)石鎚スカイクリーン	TEL0897-57-7655	10月14日(金)~16日(日)
東予	周桑衛生企業組合	TEL0898-65-5659	10月15日(土)~17日(月)
	(有)三芳衛生社	TEL0898-66-4098	10月15日(土)~17日(月)
丹原	(有)丹原清掃社	TEL0898-68-5015	10月15日(土)~16日(日)
	ヒカリ環境開発(有)	TEL0898-68-6533	10月16日(日)
小松	周桑衛生企業組合	TEL0898-72-5226	10月15日(土)~17日(月)
	(株)小松協同企業	TEL0898-72-4498	10月15日(土)~17日(月)

国民年金の手続きをお忘れなく!

■問合せ ○新居浜年金事務所 国民年金課 TEL0897-35-1368
○市庁舎本館市民生活課 年金係 TEL0897-52-1383
○各総合支所市民福祉課 市民保険係(東予)
市民福祉係(丹原・小松)

20歳以上60歳未満の全ての方は、国民年金に加入することになります。届け出を忘れると将来年金がもらえない場合がありますので必ず行いましょう。

こんなとき	どうする	どこで
20歳になったとき	厚生年金・共済組合の加入者以外は国民年金の加入手続きをする	第1号被保険者：市役所 第3号被保険者：配偶者の勤務先
会社を退職したとき	本人と配偶者は国民年金の加入手続きをする	市役所
配偶者の扶養になったとき	第3号被保険者への種別変更の手続きをする	配偶者の勤務先
配偶者の扶養でなくなったとき	第1号被保険者への種別変更の手続きをする	市役所
配偶者が就職・転職したとき	扶養されている場合は、第3号被保険者となる手続きをする	配偶者の新しい勤務先
年金手帳をなくしたとき	再交付の手続きをする	第1号被保険者：市役所 第3号被保険者：年金事務所
住所が変わったとき	住所変更の手続きをする	第1号被保険者：市役所 第3号被保険者：配偶者の勤務先